

《取組事例》

地域の医師会と連携した特定健診受診率向上に資する
保険者協議会の取組

【取組者名】

鳥取県保険者協議会

【発表者】

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

1 鳥取県保険者協議会の運営について

設置 目的

- 県内の医療保険者等が連携・協力して、地域・職域を超えた保健事業等の円滑、効率的な実施等により被保険者等の健康保持、増進を図る。

保険者協議会の機能強化

【見直しのポイント・背景】

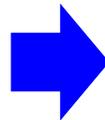
- 平成30年度から県が保険者となるため、保険者協議会の構成員となり、保険者としての役割と、従来からの住民の健康増進や医療費適正化等の行政主体としての役割を担う。
- これを機に県は、保険者協議会の中で中核的な役割を發揮。➡ H31.3.20～県へ事務局移管
- 保険者努力支援制度で、県による①保険者協議会への積極的関与、②K D B等を活用した県内の医療費分析等の取組を評価項目に位置付けるなどして、県の取組を評価・支援。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会など関係団体との連携が不可欠。これら団体の代表者の参画・助言も得ながら開催。
- 更に、企業、大学等の関係者と課題や認識を共有し、健康づくりを推進するため、必要に応じてこれら関係者の参画・助言も得ながら開催。



- 保険者協議会を構成する保険者が理念を共有し、医療関係者等の協力も得て、個々の保険者としても取組を推進するとともに、保険者協議会の総体として、健康寿命の延伸や医療費適正化の取組を推進！

本県の保険者協議会の強みを活かした運営

- 保険者協議会を構成する団体の加入者(被保険者)… 約46万人
(平成30年10月末時点)
➡ ※県人口の8割以上を占める



- 保険者協議会が機能することで、ほとんどの県民への働きかけが可能！
- スケールメリットを活かした加入者の健康寿命の延伸や医療費適正化の取組、各保険者による取組の好事例の横展開による効果を期待！

(1) 保険者協議会の構成

保険者協議会＝親会

【事務分担】

- 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- 保険者に対する必要な助言・援助
- 医療費等に関する情報についての調査・分析
- 県医療費適正化計画の策定等に関する意見提出
- 県医療費適正化計画の実施への協力
- 県医療計画の策定等に関する意見提出

【機能、役割等】

- 各種データの集約を図り、今後実施すべき取組、方向性を決定。
- 各部会での実施状況を把握して、必要な取組の見直しを行う。
- 実質的に保険者協議会を総括する役割を担う。

企画調査部会

【事務分担】

- ①各保険者間における共通の施策・事業に関する企画立案及び総合調整
- ②戦略的な広報の実施
- ②実施事業の評価検証

【機能、役割等】

- 保険者共通の課題を把握し、その解消に向けた取組の検討、具現化する部会として、令和元年度年からリニューアル
- 保険者間の連絡調整
- 効果的な広報、情報発信
- 課題に対応する事業案の検討

保健活動部会

【事務分担】

- ①保健事業に関する情報収集
- ②各保険者間における保健事業の共同実施等
- ③医療費データ等の収集・分析及び評価（移管）

【機能、役割等】

- 従来の企画調査部会と保健活動部会の役割を統合して、一体的に保健事業等を推進する部会としてリニューアル
- H30年度までの取組や課題を踏まえた保健事業の実施
- 特定健診、特定保健指導の推進に関する事業の実施
- データ分析及び課題の抽出

集合契約作業部会

【事務分担】

- ①集合契約に関する事務等

※ノウハウを有する国保連に業務委託(H31.4.1)

(2) 保険者協議会の進め方

- 各部会でPDCAを意識した取組、評価を実施する一方で、下表のとおり保険者協議会全体としても、親会と各部会が役割分担しながらPDCAを回す！

基本的な取組の流れ		
手順	内 容	担当部署
①	・データの分析、共通した課題の抽出 ↓	企画調査部会 保健活動部会
②	・解決すべき課題の絞り込み、優先順位の決定 ・施策の方向性、取組項目の決定 ↓	親会 (素案：企画調査部会)
③	・取組項目の具体的な施策・事業の検討 (企画立案、関係機関との調整) ↓	企画調査部会 保健活動部会
④	・事業の実施 (効果的な事業実施、戦略的な広報) ↓	企画調査部会 保健活動部会
⑤	・事業の評価検証 (部会とともに親会でも評価等を実施)	親会 企画調査部会 保健活動部会

(3) 企画調査部会における取組

企画調査部会の役割分担

- ①各保険者間における共通の施策・事業に関する企画立案及び総合調整
- ②戦略的な広報の実施
- ③実施事業の評価検証 等

取組の項目

まずは、保険者インセンティブにおける共通項目を重点に取組を推進！

	保険者インセンティブにおける共通項目等（候補）
①	糖尿病性腎症重症化予防の推進
②	第三者求償の推進
③	後発医薬品の使用促進
④	健診（がん検診や歯科健診等）等の実施や受診勧奨の取組状況
⑤	予防・健康づくり（インセンティブの提供等）の実施状況
⑥	適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

※第三者求償は共通項目ではないが、保険者共通の課題であり、取組項目の候補とする。
※特定健診、特定保健指導は、今までの取組の経緯から基本的に保健活動部会で対応。

取組の進め方

- 各保険者の課題を把握
- 課題を踏まえて、左記項目の中から、当協議会で事業化等について検討を行い、優先、順位、予算、人員などを勘案して、最終的には親会で取組実施の可否、範囲等を決定する。
- 取組項目の具体的な施策・事業の検討、関係機関の調整
- 取組の実施については、全保険者が一斉に実施しなくても、協働できる保険者だけでも実施できるスキームとする。（可能な保険者のみで経費負担し、まだら実施も可とする。）
- 左記項目を優先的に検討し、目途が立った段階で他の項目も検討。
- 令和元年度は、これまでの取り組み及び保健活動部会で抽出課題に対応する事業案を検討（12月の親会に提案）

企画調査部会の具体的な取組の検討イメージ

- 各保険者による取組の現状把握を通じて抽出した共通課題を踏まえ、取組項目を決定
- 取組項目について、各保険者が抱える具体的な課題の解消に向けた取組を検討、実施

糖尿病対策

【課題】

- 課題として、早急に保健指導の充実、医師会との連携強化、県民への周知が必要とされた場合

<取組の検討（例）>

1 保健指導の充実へのアプローチ

- ①看護協会、栄養士会とスクラムを組んで、保険者への専門家派遣を視野に入れた全県的な取組の促進
- ②現在、東部4町で合同実施を検討している重症化予防の取組の全県的な展開

2 医師会との連携へのアプローチ

- ・医師会、県、保険者協議会と糖尿病対策推進会議で連携協定を締結し、県民への広報の充実や医療機関への働きかけなど、一層の強化を図る。

3 重症化予防プログラム

- ・実施上のあい路などを踏まえ、必要な見直しを行う。等

ジェネリックの使用促進

【課題】

- 課題として、薬局での薬剤の引き渡し時の対応、ジェネリックの使用促進に係る県民の意識改革が必要とされた場合

<取組の検討（例）>

1 薬剤師会へのアプローチ

- ・薬剤師会との連携強化
医師が処方箋に薬剤の変更ができない旨の意思表示がない場合、県内全域でジェネリックを使用する方向性で取り組んでいただくよう働きかけ

2 県民へのアプローチ

- ・ジェネリックの使用促進を啓発する広報の充実
- ・各保険者で加入者に周知するチラシ等の広報素材の作成 等

(4) 保健活動部会における取組

保健活動部会の役割分担

- ①保健事業に関する情報収集
- ②各保険者間における保健事業の共同実施等
- ③医療費データ等の収集・分析及び評価 等

取組内容

- H30年度までの取組や課題を踏まえた保健事業の実施
 - ・特定健診等従事者研修 等
- データ分析及び課題の抽出
 - ・データ分析集の作成
- H31年度以降に事業化された保健事業の実施

取組の進め方

《新規事業の場合》

- 親会の方針を受け、企画調査部会で具体的な保健事業を検討し、親会に提案
- ↓
- 親会で事業化を承認、予算措置
- ↓
- 保健活動部会で事業化された保健事業を実施

(5) 令和元年度事業実施計画

(ア) 県民の健康寿命の延伸

(主な取組)

○直接住民に働きかけを行う取組

(内容)

- ・本協議会が直接住民に対し、健康づくりの重要性を訴える意見交換会を開催

○重症化予防等の取組

(内容)

- ・特定健診等の従事者を対象とした糖尿病性腎症に関する研修会の開催
- ・重複・多剤投与者対策に係る広報の実施

○効果的な特定保健指導等を促進する取組

(内容)

- ・特定健診等従事者研修会の開催

◇いきいき健康日本一プロジェクトの推進

(事業内容)

県内保険者と関係機関が共通認識のもと、健康づくりを連携して実施する。

- ・健康づくりイベントに共通の冠名を掲げる。
- ・各保険者等が実施するイベントに他の保険者ブース等で参加するなど連携の推進

(イ) 保険財政の健全化（医療費適正化）

(主な取組)

○企画調査部会における具体的な施策・事業の検討

- 【事例】
- ・ジェネリックの使用促進
 - ・第三者求償の推進

○医療費適正化を図る戦略的広報等の実施

- 【事例】
- ・受診勧奨通知に活用する広報素材の検討

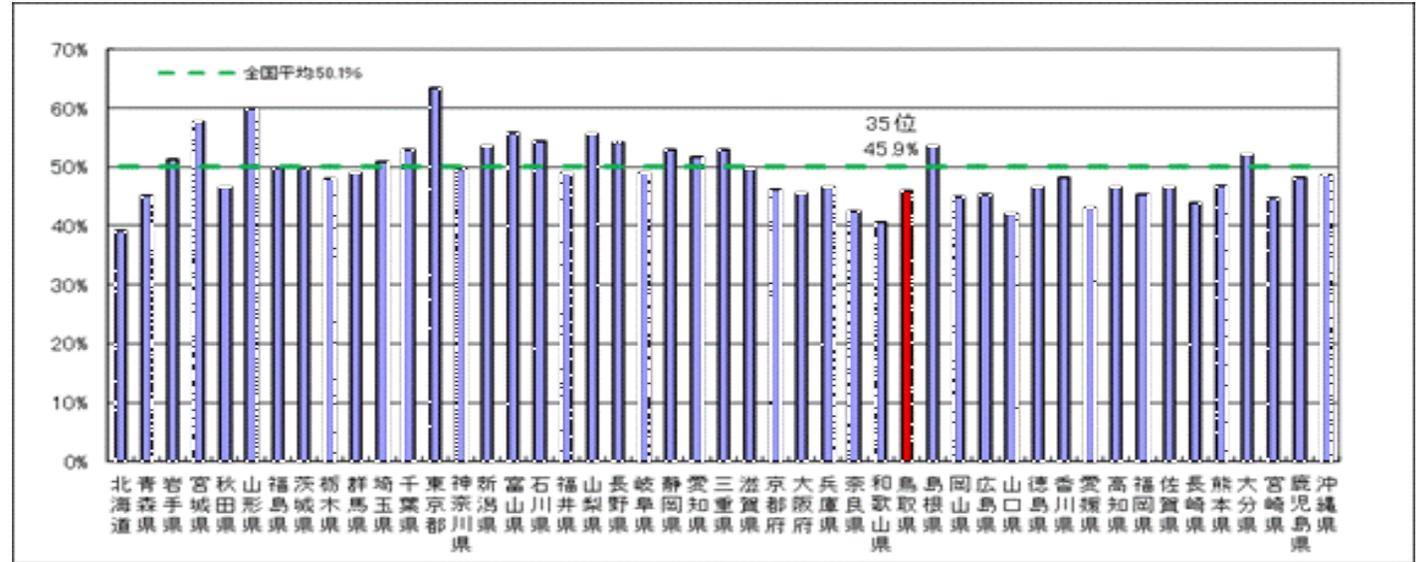
**健診（がん検診や歯科健診等）等の実施や
受診勧奨の取組状況**

1 背景

【特定健康診査】

厚生労働省により算出された特定健診受診率（推計値）によると本県の平成27年度の特定健診受診率は45.9%で、全国平均50.1%と比較して、全国第35位と低い状況にあります。

＜特定健診受診率の全国比較（平成27年度）＞



【特定健診受診率向上に向けた市町村（国保保険者）との意見交換】

○実施時期：令和元年7月～8月

○市町村からの意見

- ・ 受診率向上の取組は、ほぼやりつくした感がある
- ・ 主治医への受診勧奨の依頼は、単町での取組には限界がある

被保険者への勧奨は、主治医から奨められることが一番効果的

主治医から特定健診受診を勧奨してもらえる仕組みを検討

2 勧奨チラシの作成

各保険者及び医師会の意見や民間業者からのアドバイスを踏まえ、勧奨チラシを作成。

①各保険者の意見

「私たちからも（医療機関）」を入れるかで意見が分かれた。
⇒医療機関からの勧奨が目的のため入れることで合意

②医師会の意見

医師だけでなく受付でも案内できるように。
⇒医療機関をイメージできるようにイラストを複数人にした

③民間業者からのアドバイス

医療機関から推奨している感を出すことを検討してはどうか。
⇒「私たちからも」に該当

表面

裏面

鳥取県医療保険者 特定健診 問い合わせ先一覧

医療保険者名	電話番号	医療保険者名	電話番号
鳥取市	0857-20-0320	日吉津村	0859-27-5952
米子市	0859-23-5407	大山町	0859-54-5206
倉吉市	0858-26-5670	日南町	0859-82-1112
境港市	0859-47-1043	日野町	0859-72-0334
岩美町	0857-73-1415	江府町	0859-75-6111
八頭町	0858-72-3566	健康保険組合連合会鳥取連合会	0857-22-6380
若桜町	0858-82-2214	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部	0857-22-1088
智頭町	0858-75-4101	全国健康保険協会鳥取支部	0857-25-0054
湯梨浜町	0858-35-5375	地方職員共済組合鳥取支部	0857-26-7084
三朝町	0858-43-3520	公立学校共済組合鳥取支部	0857-26-7532
北栄町	0858-37-5867	警察共済組合鳥取支部	0857-23-0110
琴浦町	0858-52-1705	鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2421
南部町	0859-66-3116	鳥取県医師会組合	0857-27-5565
伯耆町	0859-68-5536		

3 医療機関等への配布

【配布に向けた医師会との協議】

- 県医師会に対し説明・協力依頼し受診勧奨の取組について了解を得た（事務局に説明、理事に説明、理事会で承認）

【医療機関への配布】

- 配布医療機関数：457機関
- 配布枚数：5種類（依頼書、説明資料勧奨フロー、広報資料、パンフレット、県国保データ分析概要版）

【国保保険者への案内】

- 保険者から医療機関へ連携が図れるよう、前年度未受診者と治療者を突合し医療機関ごとの集計リストを保険者に提供

【配布後の反響】

- ・医療機関からチラシの追加要望があった。※1医療機関200部
- ・勧奨対象者から国保保険者に受診についての問合せがあった。
- ・国保保険者から「医療機関に連携を図りやすくなった」との声があった。

医療機関への通知

発鳥保協第19号
令和元年9月30日

各医療機関 御中

鳥取県保険者協議会
会長 小倉 誠一
(公印省略)

主治医から通院患者への特定健康診査受診勧奨について（依頼）

平素から本会の事業運営について、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成20年度から始まった特定健康診査は、生活習慣病の重症化を未然に防ぐことを目的に全国的に推し進められていますが、定期的に医療機関に通院していることを理由に、特定健診を受診していただけない被保険者が多数存在しています。
一方で、主治医からの健康に関する指導・助言等が効果的であることから、通院患者に対して特定健康診査を行い、健康状態の適切な把握と効果的な健康づくりにつなげることを、医師会と医療保険者で構成している保険者協議会で取り組んでいるところです。
つきましては、通院患者に対しての特定健診の受診勧奨のご対応についてご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、本文書にて各医療機関へお願いをさせていただくことは、鳥取県医師会のご了解をいただいておりますことを申し添えます。

《依頼内容》

妊婦・長期入院患者等以外の通院患者に対して、特定健康診査を受診するよう勧奨していただきたい。

[鳥取県保険者協議会 事業担当]
〒680-0061
鳥取市立川町6丁目176 鳥取県東部庁舎5階
鳥取県国民健康保険団体連合会
事業推進課 担当:大川、山脇
TEL:0857-20-3682 FAX:0857-29-6115